

建築士事務所登録手続きについて

建築士事務所登録申請・登録事項変更届添付書類一覧（沖縄県建築士事務所指導要綱 参考）

書類等		区 分									備 考
		登録申請		変 更 届							
		新規	更新	事務所の名称の変更	事務所の所在地の変更	個人開設者の氏名の変更※1	法人の名称の変更	法人の役員の変更	管理建築士の変更※2	所属建築士の変更※2	
1	登録申請書	○	○								第五号様式（第一～三面） （省令）
	登録事項変更届			○	○	○	○	○	○	○	第12号様式（施行細則）
2	登録手数料	○	○								県条例で定められている額
3	所在地略図	○	○		○						
4	業務概要書		○								第六号様式添付書類(イ)（省令）
5	略歴書 登録申請者	○	○			○		○※4			第六号様式添付書類(ロ)（省令） 管理建築士は住民票抄本（コピー不可）、 建築士免許証の写しを添付
	管理建築士	○	○						○		
6	法第24条第2項に規定する講習修了証	○							○※3		管理建築士が受講した講習修了証の写しを添付
7	誓約書	○	○					○※4			第六号様式添付書類(ハ)（省令）
8	履歴事項全部証明書	○	○				○	○			法人の場合（正本には原本を添付）
9	定款	○	○								法人の場合
10	定期講習受講報告書	○	○						○※3	○※3	所属建築士全員の定期講習を受講したことを証する書類の写し又は受講する旨の誓約書を添付
11	法人役員対照表							○			様式3
12	所属建築士対照表								○	○	様式4

※1 人の変更は除く（人が変わる場合は新規登録申請が必要になる。）

※2 氏名の変更及び建築士種別の変更を含む

※3 人の変更の場合のみ

※4 開設者の変更の場合のみ

建築士事務所廃止届添付書類一覧

廃止届を提出する事由	届 出 者	添 付 書 類
登録建築士事務所の業務を廃止したとき	開 設 者	—
開設者が死亡したとき（個人事務所に限る）	相 続 人	開設者と届出者との関係を証明する書類
破産手続開始の決定があったとき	破産管財人	
法人が合併により解散したとき	代表役員であった者	
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清 算 人	
登録区分の変更（個人⇔法人、1級⇔2級⇔木造）	開 設 者	